

一般社団法人軽貨物ロジスティクス協会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人軽貨物ロジスティクス協会と称する。

(目 的)

第2条 この法人は、会員の相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な共同事業を行い、もって会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 この法人の主たる事務所を、東京都渋谷区本町1丁目28-15に置く。

2 この法人は理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することが出来る。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 協会員

(会員種別)

第4条 この法人における会員種別は、協会員のみとする。

(入 会)

第5条 この法人の協会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(退 会)

第6条 協会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第7条 協会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、何らの催告なく、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ① 会費を2か月以上滞納したとき。
- ② 協会員が解散、事業停止又は倒産したとき。
- ③ 協会員が、当会や会員等の社会的信用を失墜させるような行為及びその恐れのあるような行為を行ったとき。
- ④ 協会員の申し込み内容（加入申込書を含むがこれに限らない。）が事実と反するとき。
- ⑤ 協会員がこの法人の定める会則や規則に違反したとき。
- ⑥ 協会員に当会運営に支障が生じる等のやむを得ない事由の存するとき。

第3章 役 員

(役 員)

第8条 この法人に、次の役員を置く。

(役員を選出)

第9条 代表理事と理事を必須とする。監事は任意に設置できる。

(役員の仕事)

第11条 代表理事はこの法人を代表し社員総会、理事会の議長となる。

2 理事は、この法人が設置する委員会における委員を担当し、当該職務を遂行する。

3 監事は、この法人の事務局の会計を監査する。

(役員任期)

第12条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(顧問・相談役)

第13条 この法人に理事会の承認により、顧問・相談役を置くことが出来る。

第4章 会議

(会議)

第14条 この法人の運営の為、次の会議を開催する。会議は原則として、代表理事が招集し議長となる。

(社員総会)

第15条 定時社員総会の決議は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数(委任状可)により成立する。

2 理事会が必要と認めた時は、代表理事は臨時に社員総会を開催することが出来る。

(理事会)

第16条 理事会は代表理事が招集し、理事の過半数が出席し、その過半数の同意により議決する。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(定例会)

第18条 この法人の事業を推進するため、定例会を理事会の決議を経て設置することが出来るものとし、定例会の出席及び議決は、理事会に準ずる。

2 定例会の委員は、理事が担当する。

3 定例会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第19条 この法人の運営上、必要な委員会を理事会の決議を経て設置することが出来るものとし、委員会の出席及び議決は、理事会に準ずる。

2 委員会の委員は、理事が担当する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 会費

(会費)

第20条 協会員は下記の年会費を納めるものとする。尚、この法人の運営上、特に必要と認めた場合、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することが出来得るものとする。

記

年会費 月額10,000円

- ・年会費は、この法人の事務局の請求に基づき、請求後30日以内に指定口座宛に入金するものとする。
- ・既納の会費は返納しないものとする。
- ・当該年会費は、この法人の運営費として事務局長が管轄し、監事（もしあれば。以下同じ。）がこれを監査する。

第6章 会計

(事業年度)

第21条 事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(収入)

第22条 この法人の収入は、会費（年会費）、その他収入から成るものとする。

(会計報告)

第23条 毎年事業年度終了後3ヶ月以内に定款に従い書類を作成し、監事の会計監査を受け、理事会にて承認を受けなければならない。

2 定款に従い定時社員総会において、承認を受けなければならない。

第7章 附則

(会則の変更)

第24条 この法人の、会則の変更は理事会の同意を経て、社員総会の承認をもって、決定するものとする。

(施行)

第25条 本会則は、2017年12月7日から施行する。

第8章 雑則

(細則)

第26条 本会則に定めるものの他、この法人の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

以上